

平成18年1月より当該世帯に属する対象者についても費用徴収することとし、  
 下表のように費用徴収基準の見直しを行う予定である。

徴収基準額表（改正前）

（昭和63年4月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額		加算基準額
		更生医療 （入院）	更生医療（入院外） 補装具（交付・修理）	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0



徴収基準額表（改正後・案）

（平成18年1月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額 （補装具交付・修理）	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,100	220

#### イ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大


補装具給付制度における「遮光眼鏡」については、網膜色素変性症の者の羞明感をやわらげることで視力低下の進行を遅らせる等に有効であるとして、平成2年度より補装具の給付種目に取り入れたところであるが、近年、網膜色素変性症と同様に、「白子症」「先天無虹彩」「錐体かん体ジストロフィー」についても有効であるとされたことから、これらの疾病の者についても、遮光眼鏡の給付対象とする予定である。

## ウ 修理基準の見直し（消耗品の廃止）

補装具給付制度の修理基準に規定されている補聴器用乾電池、人工喉頭用電池及び歩行補助つえ用先ゴムについては、補装具の修理として特別の技術を要しないこと、また限られた財源の有効活用を図る必要があることを踏まえ、平成16年度限りで廃止する予定である。

## エ ストマ用装具の特例として紙おむつ等を支給する場合の基準単価の見直し

補装具給付制度における紙おむつ等の支給については、これまでストマ用装具の特例と整理してきたことから、ストマ用装具の基準額に準じた額で給付の基準額を設定してきたところであるが、実勢価格や自治体における給付実績を踏まえ、次のとおりの基準額とする予定である。

<p><b>【現 行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 排便機能障害者 蓄便袋の基準額（8,600円）の範囲内</li><li>○ 排尿機能障害者 蓄尿袋の基準額（11,300円）の範囲内</li><li>○ 排便・排尿何れにも機能障害がある者 各々算出した合計額（19,900円）の範囲内</li></ul>

<p><b>【改正後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一律 12,000円の範囲内</li></ul>

## (3) 日常生活用具給付等事業費の執行について

日常生活用具給付等事業費に係る補助金の交付決定については、昨年度に引き続き省内予算の流用等を行うことで、可能な限り財源の確保に努めてきたところであり、所要見込額に対して約9割程度の財源確保ができる見通しとなったので、特段のご理解とご配慮を賜りたい。

また、平成17年度においても厳しい財政状況に変わりがないことから、基準単価の見直しに努めるなど、運用上の工夫を図りたいと考えているので、引き続き、本事業の円滑な運営にご協力をお願いします。

#### (4) 補装具給付制度等の見直しについて

昨年10月の「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」において、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する基本的な考え方を提示したところであるが、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」を設置し、補装具及び日常生活用具の給付範囲の見直し等といった諸課題につき検討を進めているところであるので、その旨御了知を願いたい。

なお、本検討状況については、厚生労働省ホームページを通じて、適宜、議事内容を情報提供する予定である。

### 3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について（地域介護・福祉空間整備等交付金）

地域介護・福祉空間整備等交付金に関する具体的内容については、2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議にて既にお示ししているところであるが、障害関係施設の整備を行う場合には、都道府県においては国の基本方針に基づいて基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することとなるので、関係部局等との緊密な連携を図り当該計画に位置づけたうえで、効率的な施設の設置に向けて取り組むようお願いする。

（別冊「地域介護・福祉空間整備等交付金について」参照）

なお、障害関係施設のうち、特に聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところである。

したがって、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設の整備を全都道府県において整備促進することとされている点にご留意のうえ、施設生活環境改善計画を策定されたい。

## 4 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成17年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成16年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

### (1) 平成17年度事業計画について

#### ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成17年6月～平成18年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

#### イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成17年7月・平成18年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成17年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

### ○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

### ○ メールマガジンの発信（平成17年3月1日開設）

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

### ○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。

### ○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

### ○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

**オ 障害者芸術・文化活動支援事業**

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催（年2回実施予定）

**カ 国際交流事業**

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

## (2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

### 【施設の概要】

#### 1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

#### 2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、  
泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

#### 3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡，延床面積 約12,000㎡）

#### 4 主な施設内容

##### ○多目的ホール

（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））

##### ○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

##### ○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

##### ○レストラン（50席）、駐車場

#### 5 障害者のための特別な機能

##### ○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

##### ○館内自動音声案内設備

##### ○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室



○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内  
設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

## 5 手話通訳技能認定試験等について

平成16年度の第16回手話通訳技能認定試験は、平成16年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成17年3月31日(木)に合格者の発表が行われる予定である。

平成15年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,533人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成16年度認定試験から学科試験合格者の次年度以降の学科試験免除期間が2年間から1年間に変更になっているのでご了知願いたい。

また、身体障害者福祉促進事業費委託費のうち、手話通訳指導者養成研修事業費の委託先が(財)全日本聾唖連盟から(社福)全国手話研修センターに変更されたことも併せてご了知願いたい。

# <企画課監査指導室>

## 1 平成17年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

### (1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、障害福祉施設等における利用者に対する虐待等の不祥事が発生している現状を鑑み、入所者等に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通達に基づく適正かつ厳正な執行を図る観点から特段のご配慮をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営が図られるよう指導方お願いする。

### (2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「市町村指導指針」を参考に、地方自治法に基づき、

管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市において定期的な指導の実施に努められたい。

### (3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

#### ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

#### イ 平成17年度指導監査の重点事項等

##### (ア) 特別児童扶養手当について

###### ① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

###### ② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

###### ③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。